

岩手県告示第 705 号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 1 条に規定する救急病院である。

平成 19 年 10 月 9 日

岩手県知事 達 増 拓 也

病院の名称	所在地	救急病院として効力を有する期限
東八幡平病院	八幡平市柏台二丁目 8 番 2 号	平成 22 年 10 月 14 日
盛岡繫温泉病院	盛岡市繫字尾入野 64 番地 9	平成 22 年 10 月 14 日
荻野病院	盛岡市本宮一丁目 6 番 12 号	平成 22 年 10 月 28 日